

湖西市国民健康保険運営協議会について

【目的及び委員構成】

湖西市国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関で、被保険者代表、健康保険関係者、医師、歯科医師、薬剤師、公益代表の方 11 名で構成されています。

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3 人以内
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人以内
- (3) 公益を代表する委員 3 人以内
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人以内

《湖西市国民健康保険条例抜粋》

【任 期】

3 年（令和 4 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 1 日）

※1 年間に 1 ～ 3 回協議会開催予定

【主な審議内容】

- ・国民健康保険税率等の改正
- ・国民健康保険事業の運営について

【報 酬】

委員になられた方には運営協議会出席 1 回につき、『湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例』に基づき報酬（日額：6,000 円）を支給させていただきます。